

茨城県議会におけるICT化の取組状況について

R3.3.5 県議会事務局

I これまでの取組

1 県議会ICT化検討会議によるタブレット導入の検討・答申

- 議会審議の充実や議会運営の効率化・活性化に資するICTの導入について調査・検討を行うため、平成31年3月25日に県議会ICT化検討会議（白田信夫座長）を設置し、他県議会等のICT化の状況や、端末導入に伴う費用・効果等を審議。
- 令和元年12月4日の会議で次の方針等を決定し、議長に答申。

(主な答申内容)

- ・令和2年第2回定例会を目途に、タブレット端末を導入し、委員会等で試行的に利用する。
- ・議案や委員会資料、各種通知等は、当面紙による配布を継続するが、議員の操作習熟度を勘案し、紙配付が必須ではない紙資料について、段階的なペーパーレス化を進める。

2 議会運営委員会によるタブレット端末の導入決定、規程等の決定

- 県議会ICT化検討会議の答申を受け、令和元年12月9日の議会運営委員会で、県議会におけるタブレット端末導入を正式決定。
- 令和2年3月24日の議会運営委員会において、タブレット端末導入に向けて、県議会ICT文書共有システム管理要領や会議等での情報通信機器の使用に係る運用などを決定。

3 タブレット端末を導入（令和2年第2回定例会から）

- タブレット端末に、本会議及び委員会での配付資料を共有（6／8～）。
- 各委員会でタブレット端末の使用を開始。
- 議会文書共有システムの概要や、「SideBooks（文書共有システム）」、「WowTalk（コミュニケーションソフト）」の操作説明など、各種研修会を開催。
- 議事堂内のWi-Fi環境を整備（令和2年5月）

4 タブレット端末を活用したオンライン委員会の試行・委員会条例の改正

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、タブレット端末の「WowTalk」を活用し、令和2年第2回定例会の6常任委員会においてオンライン委員会を試行。
- 第3回定例会で委員会条例を改正するとともに、マニュアル整備や研修を実施し、災害等非常時の際、委員が自宅や事務所からタブレット端末等の活用によりオンライン委員会を開催できる環境を整備。
 - ・リモート会議への接続方法や委員会中の操作の流れ等を盛り込んだマニュアルを整備。
 - ・オンライン委員会開催を想定した会議システムの操作や端末の操作設定等の研修会を実施。

5 タブレット端末の利用を本会議にも拡大（令和2年第3回定例会から）

- アンケート結果で、約8割の議員が利用拡大を希望していることを踏まえ、第3回定例会の9月14日の本会議からタブレット端末の利用を拡大。
 - ・消音設定の徹底や使用用途等、利用における留意事項を作成。
- タブレット端末上に本会議順序や知事提案説明要旨等を表示するとともに、一部の配付資料をタブレット端末のみに掲載。

6 各種手続き等に係るデジタル化等の推進

(1) 議員からの応招通告（令和2年第3回定例会から）

- 登退庁表示の点灯、及び本会議の内容を記録する発言経過表の確認により、応招通告とみなし、

書面での通告を廃止。

(2) 欠席届及び早退届(令和2年第3回定例会から)

- 従来の書面による届出に加え、タブレット端末の「WowTalk」や電子メール、FAXでの届出を可能とし、届出書の様式を改正。

(3) 発言通告(令和2年第3回定例会から)

- 従来の書面による通告に加え、「WowTalk」や電子メール、FAXでの通告を可能とし、議運申合せを改正。

(4) 傍聴受付・議会撮影許可申請(令和2年第3回定例会から)

- 団体傍聴に係る傍聴人名簿の提出及び議会撮影許可申請について、従来の書面に加え、電子メールやFAXでの提出等を可能とし、傍聴規則取扱要領を改正。

(5) 請願のホームページへの掲載等

- 概ね過去10年分の請願文書表及び陳情書参考送付一覧表の情報を県議会ホームページに掲載。なお、個人情報等の保護の観点から、請願者や陳情者の住所は掲載せず、個人の氏名は、請願者等から同意が得られた場合に掲載することとした。(令和2年12月から)
- 要望書については、全議員がタブレット端末で要望内容を確認できるようにした。(令和3年3月から)
- 今定例会中に会議規則の一部を改正し、請願書や陳情書における提出者や紹介議員の押印を廃止予定。(令和3年1定以降)

(6) 本会議中継映像使用許可申請(令和2年第3回定例会から)

- 従来の書面に加え、電子メール、FAXでの申請を可能にした。

7 リモートによる打合せ等を推進するためのマニュアルの整備(令和3年第1回定例会から)

- 正副委員長打合せや一般質問等に係る勉強会等について、リモート会議の開催方法を記載したマニュアルを作成し、タブレット端末を使用した遠隔での打合せを可能とする。

8 配付資料の段階的ペーパーレス化の方針決定(令和3年第1回定例会(3/5))

- 令和3年第2回定例会より、本会議や委員会で配付する文書の段階的なペーパーレス化を推進。
- 今定例会中に、会議資料の紙配付の希望を確認し、第2回定例会から希望する議員にのみ紙資料を配付。
- 今後、完全ペーパーレス化に向け、毎年定期的に紙資料配布についての意向調査を実施。
- なお、情報委員会では、先行して昨年12月から完全ペーパーレス化を実施中。

II 取組の成果

1 会議録の一部ペーパーレス化

- 会議録の配布は希望者にのみ配付するとの方針(令和2年3月24日議運決定)に基づき、令和2年6月8日に全議員を対象に会議録配付に関するアンケート調査を実施。
- 第2回定例会の本会議録及び委員会記録の配付から、一部議員にペーパーレス化が図られた。

・本会議録配付数(59部 ⇒ 18部)	・委員会記録配付数(59部 ⇒ 20部)
---------------------	----------------------

2 オンラインによる有識者意見聴取の実施(令和2年10月22日)

- 文教警察委員会の有識者(参考人)意見聴取をオンライン実施

- ・オンラインにより、Google For Education マーケティング統括部長のシュアート・ミラー氏と、「これからの時代を生きる子供たちに必要な教育とは」をテーマに意見交換等を実施。

3 県議会災害対策会議でオンラインによる視聴を実施（令和3年1月21日）

- 新型コロナウイルス対策のため開催した県議会災害対策会議について、会議メンバー以外の14人の議員がタブレット端末によりオンライン会議で視聴した。

4 本会議における分割質問の際の質問者の表情確認（令和3年1定から）

- 分割質問方式の再質問の際、質問者の表情が他の議員及び傍聴者から見えないことから、タブレット端末等を活用して質問者の表情を確認できるようにした。
 - ・議員は、タブレット端末を活用し、県議会ホームページを通じて議会中継を見る。
 - ・傍聴席の最前列両脇に2台のモニターを設置し、県議会ホームページの議会中継を映す。

Ⅲ 今後の課題等

1 タブレット端末を活用した議会審議のさらなる充実、議会運営の効率化・活性化

- 本会議、委員会の会議、委員会の調査等に常に携行し使用すること。
- 議員が操作の習熟度を高め、本会議や委員会の審議に効果的に活用すること。
- 全議員と議会事務局等の連絡・通知がタブレット端末を通して行われるようにすること。

2 紙資源や印刷費の削減

- タブレット端末の導入に伴う約1,900万円(※)（R2年度）の費用に見合う効果の早期発現。
 - ※ 導入初期費用：11,277千円、管理費用(年間)：7,776千円
- ペーパーレス化による紙資源の削減や印刷費の削減、紙資料の作成配付に伴う職員の業務の効率化(現在、紙資料を併用しており、職員の負担は増えている状況)の推進。